

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 石岡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.4 %
全職員	68.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	104.5 %
本庁課長相当職	96.5 %
本庁課長補佐相当職	97.5 %
本庁係長相当職	98.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.0 %
31～35年	86.5 %
26～30年	86.6 %
21～25年	86.2 %
16～20年	84.7 %
11～15年	87.3 %
6～10年	87.5 %
1～5年	90.2 %

【説明欄】

・女性職員のうち50%は会計年度任用職員が占めているため、全職員比較となると男女の給与の格差が大きくなっています。

・扶養手当や住居手当等の各種手当について男性職員に対する支給が多く、それに対し女性職員は育児休業等で給与が減額されている職員がいるため、女性の給与水準が低くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。